年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 17件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 9件

静岡国民年金 事案 1331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から3年7月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から3年7月まで

② 平成4年10月から5年2月まで

③ 平成6年3月から同年6月まで

④ 平成8年3月から同年5月まで

⑤ 平成11年1月

私は、国民年金加入期間について、保険料納付が困難な時は必ず免除申請の手続を行っているため、保険料免除期間以外は保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が国民年金加入期間全体から見て部分的に未納とされている理由が理解できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月以降、申立期間①直前まで未納無く国民年金保険料を納付しており、申立期間①当時については、転居等特段の生活環境の変化は無く、厚生年金保険等の被用者年金に加入した記憶も無いとしていることから、申立期間①についても継続して保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、平成3年8月から、元夫が厚生年金保険被保険者となったことから、国民年金第3号被保険者の資格を取得しているが、申立期間②から⑤までは、いずれも元夫が会社を辞めて厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間であり、申立人がこれら期間について保険料を納付するには、第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への切替手続を行う必要があったところ、申立人には同切替手続を行った記憶が無く、オンライン記録上も、申立期間②から⑤までに係る切替えについては、遡及して処理されているこ

とが確認できることから、申立人は、申立期間②から⑤までに係る切替手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付について、自宅や職場の近くの金融機関で納付した可能性が高いとするのみで、保険料の納付金額及び納付時期等についても覚えていないとしていることから、申立人の主張から申立期間②から⑤までの保険料が納付されたことを推認することも困難である。

さらに、申立人が申立期間②から⑤までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間②から⑤までの保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成2年9月から3年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

静岡国民年金 事案 1332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、昭和46年2月頃、区役所出張所に転入届を提出した際、窓口の女性職員から「20歳になったら国民年金に入らなければならないので保険料を納めてもらいます。」と言われたため、国民年金加入手続を行うとともに申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月頃、転入届を提出した区役所出張所で国民年金加入手続を行うとともに申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の所持する国民年金手帳には発行日として同年同月27日と記載されていることから、申立人は、この頃、国民年金加入手続を行ったと考えられ、この時点であれば、申立期間のうち45年1月から同年3月までの保険料は過年度納付により、同年4月から46年3月までの保険料については現年度納付により納付することが可能であった。

また、上記区役所出張所では、申立期間当時、転入届及び国民年金加入手続を同一窓口で行うことが可能であったほか、現年度保険料の収納も取り扱っていたことから、申立人の主張ともほぼ合致しており、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年4月から 46 年3月までの保険料については、国民年金加入手続とともに納付したと考えても不自然ではない。

一方、昭和 46 年 2 月頃の時点では過年度保険料となる 45 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、申立期間当時、上記区役所出張所内では過年 度保険料を納付することはできず、金融機関でしか納付することができなか

ったとみられるところ、申立人は金融機関では申立期間の保険料を納付していないと述べている。

また、申立人が、申立期間のうち昭和45年1月から同年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 45 年4月から 46 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立期間③について、事業主は、申立人が昭和 30 年9月1日に厚生年金保 険被保険者の資格を取得し、31 年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会 保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保 険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。 なお、申立期間③の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年頃から20年8月15日まで

(A事業所)

② 昭和21年1月5日から26年2月10日まで

(B事業所)

③ 昭和30年9月1日から31年4月1日まで

(C事業所)

④ 昭和 36 年頃から 43 年頃まで

(D事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所、B事業所、C事業所及びD事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の 訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、 申立人の旧姓と同姓同名かつ生年月日が同じである記録が発見され、当該記録 では、被保険者資格の取得日が昭和30年9月1日で、喪失日が31年4月1日 と記載されていることが確認できる。

また、C事業所は、「当時の人事記録から、申立人の旧姓と同姓同名の記録が見つかり、当該記録では、退職日の確認ができないものの、昭和 30 年9月からE支部で営業として在籍していたことが確認できる。」と回答している。

さらに、申立人の妻は、「自分の夫はC事業所のE支部に勤めていた。」と述べており、上述のC事業所の回答及び複数の元同僚の証言と一致することから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、C事業所の事業主は、申立人が当該事業所において昭和 30 年9月1日に被保険者資格を取得し、31 年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、C事業所の健康保険厚生年金 保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は、昭和 20 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年3月 31 日までの期間については、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の妻が申立期間①当時、A事業所において申立人と一緒に働いていたとする同僚の中には、オンライン記録から、厚生年金保険被保険者記録を確認することができない者が複数いることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、 申立人の妻が記憶する事業主及び複数の元同僚とは連絡が取れないことから、 申立期間①当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認で きる資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人がB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所名簿及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、 当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 21 年 1 月 5 日で事業主は 申立人となっていることが確認できる上、上述の複数の元同僚は、「申立人は、 B事業所の事業主だった。当該事業所は個人経営だった。」、「申立人が厚生 年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間④について、オンライン記録では、申立人の妻が記憶する所在地に D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所 があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は 確認ができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間④のうち、昭和 36 年4月から43年12月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「自分の夫はD事業所の事業主だった。」としており、申立人の妻が記憶する複数の元同僚とは連絡が取れないことから、申立期間④当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和54年1月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月17日から同年8月21日まで

社会保険事務所に特別支給の老齢厚生年金の裁定請求をしたところ、申立期間を含めない裁定をされた。平成 15 年 3 月以前は申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認められていたのだから、後になって当該期間を抹消させたことは不当である。したがって、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主は、「申立人は昭和54年1月17日から同年8月20日まで在籍・勤務していた。また、同年1月から同年7月までの厚生年金保険料を社会保険事務所に納付した。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する社会保険事務所から交付された昭和 60 年 12 月 23 日付けの厚生年金保険被保険者期間の確認に係る回答書及び平成 15 年 1 月 17 日付けの厚生年金保険被保険者記録照会回答票によると、いずれも申立期間は A事業所における厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年1月から同年7月までの国民年金保険料を60 年11月15日に還付されており、「還付理由 厚生年金等加入」と記録されていることが確認できることから、社会保険事務所が、申立人の厚生年金保険の加入記録があることを確認し、国民年金との重複

加入期間となっていたことから、国民年金保険料が還付されたものと考えられる。

一方、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、 当該事業所における資格取得日は昭和55年1月17日、資格喪失日は同年1月 20日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が提出した社会保険審査会の裁決書により、A事業所に係る被保険者記録は、平成 15 年 3 月に、昭和 54 年 1 月 17 日から同年 8 月 21 日までの期間を 55 年 1 月 17 日から同年 1 月 20 日までの期間に訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、昭和 55 年 1 月 17 日から同年 1 月 20 日までの期間は他事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録から確認でき、雇用保険被保険者記録においても、当該期間は他事業所で記録されていることから、当該期間はA事業所に勤務していなかったと考えられ、上述の被保険者原票の記録に不自然さがうかがわれる。

これらのことから、平成 15 年 1 月 17 日時点で確認できた申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録を上述の被保険者原票の記録に訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上述の厚生年金保険被保険者記録に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係るA事業所における資格取得日は昭和54年1月17日、資格喪失日は同年8月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における訂正前の昭和54年1月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、昭和 49 年 3 月から 50 年 2 月までは 5 万 2,000 円、同年 3 月から同年 5 月までは 6 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から50年6月1日まで

申立期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額は、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低額であることが分かったので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬 月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月 額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、昭和49年3月から50年2月までは5万2,000円、同年3月から同年5月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が申立期間を通じて一致していないこ

とから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を 社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月 額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月から同年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年2月までは38万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年4月から同年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30 万円、同年10月から6年2月までは38万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年4月から6年 2月までの期間、15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年4月から同年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは28万円、同年10月から6年2月までは36万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年6月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは28 万円、同年10月から6年2月までは36万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年6月から6年 2月までの期間、15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年6月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは28万円、同年10月から6年2月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは22万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは22 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは17万円、同年10月から6年2月までは22万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは18万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは18 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは18万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは26万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは26 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは19万円、同年10月から6年2月までは26万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは19万円、同年10月から6年2月までは26 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは19万円、同年10月から6年2月までは26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは20万円、同年10月から6年2月までは30万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月16日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年3月から同年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは20 万円、同年10月から6年2月までは30万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年3月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年3月から同年9月までは19万円、同年10月から5年9月までは20万円、同年10月から6年2月までは30万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から5年9月までは15万円、同年10月から6年2月までは20万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年7月から5年9月までは15万円、同年10月から6年2月までは20 万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年7月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年7月から5年9月までは15万円、同年10月から6年2月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの期間 について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を 31 年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月26日から32年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和31年6月1日から32年1月1日までの期間について、 複数の同僚の証言及び事業主(申立期間当時の事業主の長男)の回答から判断 すると、申立人はA事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与か ら控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所の取締役が、同僚とほぼ同額の給与であったと記憶していることから、上述の同僚の標準報酬月額の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和31年6月1日とすべきところ、32年1月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 31 年 3 月 26 日から同年 6 月 1 日まで期間について、申立期間当時の複数の同僚の証言及び事業主の回答から、申立人はA事業所に勤務していたことが認められるが、A事業所の取締役は、「申立期間当時は、新入社員の場合、2、3か月様子を見てから、正社員として社会保険に加入させていた。」と回答していることから、当該事業所では入社後一定の試用期間を設けてから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を昭和 31 年 6 月分から給与より控除していたと回答している。

さらに、A事業所の取締役は、「試用期間中の者から、保険料を控除することはない。」と回答している。

加えて、申立人が同時期に住込み勤務した同僚として挙げた者に照会したと ころ、「学校を卒業してすぐに入社したものの、厚生年金保険の被保険者となったのは入社した年の6月からである。」と述べている。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月から5年3月までは30万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年4月16日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年4月から5年3月までは30万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年4月から5年 3月までの期間、15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員では なかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が 確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年4月から5年3月までは30万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月11日から同年3月15日まで 申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得 たが、A事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在職証明書、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和42年2月11日にA事業所B工場からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和42年3月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは17万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月17日から6年3月1日まで

申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも 低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、 平成4年2月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは17万円と記録されていた。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額 が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年2月から6年 2月までの期間、11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿の記録から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年2月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から6年2月までは17万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡国民年金 事案 1333

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から44年4月まで

私は、昭和 37 年に会社を退職し脱退手当金を受給したところ、母親から早く国民年金の加入手続をするように何度も言われたため、任意加入の手続を行った。44 年からの加入とされているが、38 年に長女を出産した後、その1年後には手続をしたことを覚えており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女出産後1年を経過した昭和39年10月頃、申立人の母親の勧めにより自身の国民年金加入手続を行い、以後、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は44年5月に払い出されており、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この頃初めて申立人の加入手続が行われたものと推認され、このことは、申立人がオンライン記録上、同年5月1日に任意加入により、初めて国民年金被保険者資格を取得したとされ、申立期間が未加入とされていることとも符合している。

また、申立人の元夫は申立期間当時、厚生年金保険被保険者であり、申立人の国民年金への加入は任意であったことから、制度上、任意加入の対象となる申立期間について、遡って国民年金被保険者資格を取得することもできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、申立期間当時の実際の保険料額とは乖離しており、申立期間後の保険料額に相当している上、申立人が主張する申立期間の保険料の納付方法も申立期間当時の納付方法とは相違していることから、申立人は申立期間後の保険料納付を申

立期間に係る納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1334

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年3月まで

② 昭和53年4月から56年3月まで

私は、国民年金の手続や保険料納付などに関する具体的な記憶は無いが、申立期間当時に、国民健康保険を利用して妻が子供を出産しているので、国民健康保険料は納付していると思う。国民健康保険料を納付していれば、国民年金保険料も納付するものと認識しており、保険料の催告状などを送付された記憶も全く無いことからも、申立期間の保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続や国民年金保険料の納付方法 及び納付金額等の具体的な記憶は無いとしており、申立期間の保険料を自身 で納付したのか、妻が納付したのかも記憶が定かでないとしているところ、 その妻も申立人の申立期間に係る保険料の納付について記憶が無いとしてい る上、申立人と同様に申立期間の保険料は未納とされていることから、申立 人の申立期間の保険料が納付されたことをうかがい知ることはできない。

また、申立人は、申立期間当時、長男の出産があったため、国民健康保険に加入して保険料を納付していたはずであり、国民健康保険の保険料を納付しているのであれば当然に国民年金保険料も納付していたはずであると述べているが、国民年金と国民健康保険は別の制度であり、国民健康保険料を納付していたことをもって、必ずしも国民年金保険料を納付していたとは言えない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた区の年度別納付状況リストに

よると、申立期間を含め同区での国民年金加入期間に係る保険料は全て未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年4月から同年6月までの期間及び 54 年1月の国民年金 保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで

② 昭和54年1月

私は、申立期間①について、再就職した後、町役場から国民年金保険料及び町県民税が未納となっているので納付するようにと自宅に封書が届いたことから、役場窓口で町県民税と一緒に国民年金の保険料を遡って現金納付した。申立期間②についても、再就職後に同様の封書が届いたことから、町役場で町県民税と一緒に保険料を遡って現金納付した。

私は、申立期間①及び②において、国民年金への加入は任意だったことから保険料を納付するつもりはなく、加入手続も行っていなかったが、町役場で職員から納付するように強く言われて保険料を納付したので、申立期間①及び②が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、再就職の都度、未納となっていた 国民年金保険料及び町県民税を納付するよう町役場から封書が届いたことか ら、保険料及び町県民税を一緒に遡って現金納付したと述べているところ、 申立期間①及び②当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことか ら、制度上、申立人の申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、任意 加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を取得することはできず、 再就職後に遡って申立期間に係る保険料を納付したとする主張は不自然であ る。

また、申立人は、申立期間について加入手続を行っていなかったとも述べていることから、申立期間①及び②は、任意の未加入期間であったと考えられ、未加入者であった申立人に対して、町役場が保険料を遡って納付するよう催告したとも考え難い。

さらに、申立人が所持する年金手帳に、申立期間当時に申立人が被保険者

資格を有していたことを示す記載は無く、申立人の居住する市の被保険者名簿でもオンライン記録と同様に申立期間は未加入期間とされており、記録間の齟齬も無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも うかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1336

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年 12 月までの期間及び 41 年7月から同年 9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで

② 昭和41年7月から同年9月まで

私は、申立期間当時、県外に居住していたが、住民票は実家の住所地に置いており、母親が私の国民年金加入手続を行い、結婚前後を通じて国民年金保険料を納付していてくれたので、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付 に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に他界して おり、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年4月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃行われた加入手続により、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得日とされている 41 年 10 月まで遡って被保険者資格を取得したものとみられる。このため、申立期間は国民年金には未加入であったとみられ、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が所持する最も古い国民年金手帳を見ると、i) 同手帳が発行されたのは昭和 42 年 4 月 13 日であること、ii) 当初の国民年金被保険者資格取得日は 41 年 10 月 1日 (平成 12 年 5 月 2 日付けで、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 41 年 10 月 26 日に訂正処理されている。) と記載されており、昭和 41 年度の検認記録の 41 年 4 月から同年 9 月までの欄が「納付不要」と記載されていること、iii) 同年 10 月から 42 年 3

月までの保険料が同年4月にまとめて納付されたことが確認でき、これらは 申立人が同年同月の国民年金加入手続まで国民年金に未加入であったとみら れることとも符合している。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から58年11月26日まで

社会保険事務所(当時)に、A事業所での厚生年金保険の加入記録について 照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を 得た。申立期間当時、夫が代表取締役を務める事業所に、監査役兼事務員とし て勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において、監査役兼事務員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、商業登記簿謄本の記録から、申立人が申立期間当時、当該事業所の監査役であったことが確認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、当該期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について、確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から36年11月28日まで

私は、申立期間以前に勤務した事業所の期間については、脱退手当金を1万円程度受け取ったかもしれないが、申立期間については受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した事業所における被保険者期間については、申立期間以前に脱退手当金を1万円程度受け取ったかもしれないと述べているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間と前述の申立期間以前の被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額は1万1,205円であり、申立人が記憶する金額と概ね合致することを踏まえると、申立期間後に申立期間を含む脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和37年6月25日に支給決定されているが、厚生年金保険被保険者台帳には同年2月20日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年1月30日まで

(A事業所又はB事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に ついて厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、後輩には被保険者記録があるので、申立期間を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の者に照会したところ、A事業所に勤務したとする者及びC事業所に勤務したとする者がみられたが、いずれの者も、「申立人は申立期間当時、B事業所に勤務していた。」と証言しており、申立人のことを記憶しているとする者も、「自分は申立期間当時、申立人と一緒にB事業所に勤務していた。」と証言している。

しかし、オンライン記録により、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B事業所に照会したところ、「当時の資料は無く、当時の状況を分かる者もいない。」と回答しており、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除を確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

なお、「申立期間当時、申立人はB事業所に勤務していた。」と証言する上述の者のうち、一部の者から、「申立期間当時のB事業所での社会保険事務担当者は、申立人である。」と証言を得たところ、申立人は、申立期間中のB事業所における社会保険の取扱いについては、覚えていないとしている。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業

所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 10 月 1 日から最後の資格取得日となる 28 年 4 月 1 日までに資格を取得した被保険者を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、A事業所は、「当時の資料は無く、当時の状況を分かる者もいない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年2月21日まで

年金事務所に標準報酬月額の照会をしたところ、A事業所において平成 11 年2月から標準報酬月額が 36 万円に下がっていることが分かった。

しかし、給与が下がった記憶はないので、元の標準報酬月額の 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間の 直前は41万円、申立期間は36万円と低くなっているが、申立人は、給与が下が ったことはないと主張している。

しかし、申立期間当時の役員及び複数の同僚は、「当時、会社の経営状態が厳しくなり、従業員の給与を引き下げたことがあった。」と証言しており、上述の役員及び事務担当者も「申立人も他の従業員と同様に、給与の引き下げがあったと思う。」と証言している。

また、オンライン記録では、上述の役員及び申立人が挙げた複数の同僚も被保 険者記録が確認できる期間において標準報酬月額が下がっていることが確認でき る。

さらに、A事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、当時の状況について確認できる証言を得ることはできず、給与明細書等の関連資料も無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月から35年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間中にA事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職を退職してすぐにA事業所に入社したので、入社時期である昭和34年10月か同年11月には厚生年金保険に加入しているはずであると主張しており、「申立期間内に退職した。」と述べている者を申立人は記憶していることから、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 35 年 3 月 1 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。なお、当該被保険者記号番号は、後日、重複取消により、前職で資格取得した際の記号番号に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が同時期に入社したと記憶している者の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録において確認できず、申立人と同日の昭和35年3月1日付けでA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが事業所別被保険者名簿から確認できる。

さらに、A事業所は昭和 35 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している製造部門の責任者をしていたとする元従業員に照会したところ、「中途で採用した者は、正社員であっても、4、5か月間の試用期間を設けていた。中には、試用期間中に退職してしまって、厚生年金保険の記録が無い者もいた。」と回答しており、A事業所では、必ずし

も入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがわれるほか、他の複数の元従業員は、「A事業所で実際に勤務していた期間より、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間が短い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年12月まで

社会保険事務所(当時)にA事業所での厚生年金保険の標準報酬月額を照会 したところ、昭和37年1月から同年6月までは3万円、同年7月から38年9 月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円との回答 を得たが、自分が所持する源泉徴収票によれば、37年は3万5,000円ぐらい、 38年は4万円ぐらいの月給だったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載された額は、オンライン記録上の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に 失業保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額とA事業所で申立人と同じ職種であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない上、当該元同僚の一人は、「昭和37年及び38年の自分の標準報酬月額が、当時の給与に比べ特段に低く記録されている感じではない。」と証言している。

さらに、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が 遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「昭和 38 年は4万円ぐらいの月給だったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張しており、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 38 年 10 月に健康保険の標準報酬月額が3万 9,000 円に決定されたことが確認できるが、申立期間当時の厚生年金

保険の標準報酬月額は3万6,000円が上限額であり、これを上回る額に訂正することはできない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月30日から22年6月3日まで

② 昭和23年4月1日から30年4月26日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和30年6月14日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 30 年 6 月 14 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったのであるから、申立期間②に係る事業所を退職後、45 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から22年12月1日まで

年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間においてB船舶及びC船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のことを記憶する同僚の証言及び申立人の主張から、申立期間において期間は特定できないものの、申立人がA船舶所有者B船舶及びA船舶所有者C船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「B船舶及びC船舶は漁船であり、自分は漁師として乗船していた。」と述べているところ、船員保険の適用範囲が一般漁船船員まで拡大されたのは、昭和22年12月1日からである上、同日付けで、A船舶所有者B船舶及びA船舶所有者C船舶が船員保険の適用事業所となったことがD県船舶所有者一覧表より確認できる。

また、申立人が一緒にA船舶所有者B船舶及びA船舶所有者C船舶に乗船したと記憶する複数の同僚は、船員保険被保険者名簿によると申立人同様に、昭和 22 年 12 月1日にA船舶所有者C船舶において船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、上述の申立人のことを記憶する同僚は、「私は申立期間当時漁師として初めてB船舶に乗船し、B船舶からC船舶に乗り移った後、しばらくしてC船舶の船長より漁船員も船員保険に加入できるようになったと言われた記憶がある。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関

連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から23年6月18日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年7月7日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 23 年 7 月 7 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、35 年11 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。